

第9 各種団体の責務

各種団体は、その活動において、方針の決定、計画の立案等において男女が共に参画する機会を確保し、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならないものとする。

第10 性別による人権侵害の禁止

何人も社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、パワーハラスメント、モラルハラスメントその他の行為により男女の人権を侵害してはならないものとする。

第11 公衆に表示する情報に関する配慮

何人も公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、男女間における暴力等を正当化し、若しくは助長させるような表現又は過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならないものとする。

第12 男女共同参画

- 1 町長は、男女共同参画社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための男女共同参画計画を策定するものとする。
- 2 町長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、西原町さわふじ懇話会(西原町さわふじ懇話会規則(平成17年西原町規則第2号)により設置された附属機関をいう。以下同じ。)の意見を聴かなければならないものとする。
- 3 町長は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用するものとする。

第13 施策の策定等に当たっての配慮及び積極的改善処置

町は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画社会の推進に配慮する。また、附属機関として設置する審議会等の委員を委嘱又は任命するときは、積極的改善措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

第14 情報の提供及び理解を深めるための措置

- 1 町は、男女共同参画の推進について、町民、事業者、教育関係者及び各種団体の理解を深めるため、あらゆる分野において、適切な情報の提供、広報、啓発活動を講ずるものとする。
- 2 町は、学校教育、社会教育等において、情報に対する認識を深め、人権尊重、男女共同参画社会の実現を図るよう講ずるものとする。

第15 実施状況等の公表

町長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、公表するものとする。

第16 調査研究

町は、男女共同参画社会の推進に関する施策に必要な調査研究を行うものとする。

第17 苦情の申出

- 1 町民、事業者、教育関係者及び各種団体は、町が実施する男女共同参画社会の推進に関する施策又は男女共同参画社会の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情があるときは、書面により、町長に申し出ることができるものとする。
- 2 町長は、前項の規定による申出があったときは、必要に応じて西原町さわふじ懇話会の意見を聴き、適切な措置を講ずるものとする。

第18 男女共同参画月間

- 1 男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画月間を設けるものとする。
- 2 前項の男女共同参画月間は、毎年6月とするものとする。

第19 審議会等における委員の構成

町の審議会等の委員の構成は、男女の委員の数が均衡するように努めなければならないものとする。

第20 町民、事業者及び各種団体の活動への支援

町は、町民、事業者及び各種団体が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

第21 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものとする。

女団協だより

女団協ってなに?

「女団協」とは、正式名称を「西原町女性団体連絡協議会」といい、町内の各種女性団体が連絡を密にし、相互の親睦を図り、関係機関団体と密接な連携を保つとともに、女性の地位向上を豊かで明るい平和な社会づくりに寄与することを目的としております。

【主な事業】

- 1、定例役員会
- 2、議会傍聴
- 3、要請行動
- 4、会員・役員研修
- 5、リーダー研修
- 6、男女共同参画講演会

【設立年月日】平成6年6月14日

更生保護女性会／商工会女性部／
JAおきなわ西原支店女性部
赤十字奉仕団／女性の翼の会
婦人連合会／町職員労働組合女性部
生活研究会／保育連絡協議会(休会中)
母子寡婦福祉会(休会中)

(平成22年度総会現在)(順不同)

平成22年6月1日 女団協総会



【平成二十一年度役員】

会 長／川満ヤス子(商工会女性部)
副会長／安里 邦子(JAおきなわ西原支店女性部)
 ／内藤 貞代(生活研究会)
事務局長／崎山 弘子(商工会女性部)
理 事／城間 富子(赤十字奉仕団)
理 事／與那嶺絹子(女性の翼の会)
理 事／長崎 信子(婦人連合会)
理 事／宮里 澄子(町職員労働組合女性部)
理 事／仲里 恵子(更生保護女性会)
幹 事／与那嶺キヨ(JAおきなわ西原支店女性部)
幹 事／浦崎 成子(更生保護女性会)

平成22年7月7日 役員研修会



西原町・北谷町
たなばた交流会

北谷町とのたなばた交流会



配偶者や恋人からの暴力は犯罪です！ DV(ドメスティック・バイオレンス)の相談窓口

沖縄女性相談所 月～金8:30～17:00 土日祝10:00～17:00 年末年始休み ※一時保護可能	☎(098) 854-1172 ☎(098) 854-1173(夜間)
沖縄県女性総合センター ていする相談室 火～土10:00～17:00 日月年末年始休み	☎(098) 868-4010
沖縄県警察安全相談 24時間受付 年中無休	☎(098) 863-9110
那覇女性センター ダイアルうない 月～土9:00～17:00 日・祝・年末年始休み	☎(098) 861-7515

緊急時、身の危険を感じたら! 110番へ